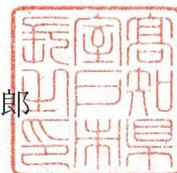


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

下記委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月15日

室戸市長 植田 壯一郎



(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和5年度 学校給食調理業務 別添仕様書参照
(2) 契約を締結した日	令和5年5月15日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	公益社団法人 高知県シルバー人材センター連合会 高知市札幌3-28
(4) 契約金額	基本料金 1,062円/時間(消費税別)
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格を下回ったため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会事務局 学校教育課 室戸市浮津25番地1